

○地方独立行政法人茨城県西部医療機構給与規程

2018年10月 1日

改正 2019年 6月14日

改正 2019年11月27日

改正 2020年 3月19日

改正 2020年 6月17日

改正 2021年 3月18日

規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人茨城県西部医療機構就業規則（以下「就業規則」という。）第47条に基づく職員の給与に関する基本的事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第3条に定める職員（医師職を除く。以下同じ。）について適用することとする。

(給与の種類)

第3条 給与の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 諸手当
- (3) 賞与

(支払方法)

第4条 給与は、職員本人に全額直接通貨で支払うか、又は銀行等の職員名義口座に振り込むものとする。

2 次に掲げるものは、前項における支払いの時に控除する。

- (1) 所得税
- (2) 住民税
- (3) 共済掛金
- (4) 健康保険料
- (5) 厚生年金保険料
- (6) 雇用保険料
- (7) 介護保険料

(8) その他法人と職員が協議して定めたもの

(給与締切日及び支払日)

第5条 職員の給与は、月の1日から末日までを給与計算期間とし、その月分を毎月21日に支払う。

2 前項における支払いについて、支払日が土日、休日の場合は前日に繰り上げて支払う。

(支払割)

第6条 職員の基本給は、月額で金額を定め、勤務した月に支給する月給制とする。

(即時支給)

第7条 職員が次の各号に該当する場合は、第5条の定めにかかわらず本人、又は遺族の請求により、既往の労働に対する給与を当該各号に定める期間内に支払う。

(1) 本人が死亡した場合 7日以内

(2) 退職又は解雇された場合 7日以内

(3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の、婚礼、出産又は葬儀を行う費用に当てる場合 当日まで

(4) 天災、地震その他災厄にあい、又は負傷、疾病等にかかった場合 当日まで

(中途採用者の取扱)

第8条 月の中途に入職した場合、入職の日から日割り計算をする。

(解雇、休職、死亡者の取扱)

第9条 月の中途で懲戒解雇となり、又は自己の都合により退職や休職をした場合、その月の給与(賞与は除く。)は日割により支給し、死亡、定年その他の場合は、その月の全額を支払う。

(端数処理)

第10条 第3条で定める給与の算出に当たり、50銭以上1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げて計算する。

(基本給)

第11条 職員の基本給は、能力や役割に応じた等級別に定める。

2 等級別範囲基本給(下限基本給から上限基本給)を設定する。上限基本給に達した場合には、上位等級に昇格しない限り、その等級の上限基本給に据え置かれる。

3 等級別範囲基本給額については、別表第1のとおりとする。

4 昇格時の基本給額については、昇格後の等級別範囲基本給額とする。昇格時の基本給額が昇格後の等級別範囲の下限の額よりも下回る場合は、昇格後の等級別範囲の下限の額とする。

5 M1等級へ昇格する場合の昇格時の基本給額については、昇格後の地方独立行政法人茨城県西部医療機構職員退職金規程第5条に定める退職金の基本額（以下「退職金の基本額」という。）が、昇格前の退職金の基本額を下回らない額とする。

6 第3項及び第4項の等級別範囲基本給額については、経済情勢の変化や地方独立行政法人茨城県西部医療機構（以下「法人」という。）の業績、世間の給与相場等環境変化によって変更することがある。

（初任給）

第12条 新規学卒者の初任給は、別表第2のとおりとする。

（昇給）

第13条 昇給は、毎年1回4月に、職員の等級、評価結果に基づいて、別表第3の昇給テーブルのとおり基本給において実施する。また、中途入職者は、入職日に応じて別表第4のとおり昇給テーブルの昇給額に期間率を乗じた額を基本給において実施する。

2 理事長が特別に認めた場合は、第1項に基づかない昇給を可能とする。

（昇給資格者及び欠格者）

第14条 昇給資格者は、評価期間中3か月を超えて勤務しており、かつ、支給日当日に在籍する職員とする。

2 次に掲げるものは、前項にかかわらず、昇給の資格を有しない。

- (1) 勤務成績不良の職員
- (2) 休職中の職員
- (3) 退職手続中の職員
- (4) その他昇給させることが不相当と認められる職員

（諸手当）

第15条 諸手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 調整給
- (2) 扶養手当
- (3) 住居手当
- (4) 役職手当
- (5) 職種手当
- (6) 特殊勤務手当
- (7) 宿日直手当

- (8) 通勤手当
- (9) 時間外勤務手当
- (10) 休日勤務手当
- (11) 夜間勤務手当

(諸手当支給の原則)

第16条 諸手当は、事実の発生した月より支給し、事実の消滅した翌月より支給しない。

- 2 前項において月の途中で手当額に変更があった場合は、日割り計算により支給する。

(調整給)

第17条 調整給は、2018年10月1日の給与制度改定における旧制度から、新制度移行の調整のために支給する。

- 2 調整給の額は、就業規則附則第3条の移行職員（以下「移行職員」という。）に係る、理事長が別に定める移行前年収から第18条及び第19条の規定による扶養手当及び住宅手当の合計額に1.2を乗じて得た額を減じ、その額を10分の1.61で除して得た額から、第20条及び第21条の規定による役職手当及び職種手当を減じて得た額が、当該移行職員が該当する等級別範囲基本給の上限を超えた場合における、当該超えた額とする。
- 3 前項に定めるもののほか調整給の額の算出に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 4 昇格があった場合には、基本給と調整給を加えて得た額を昇格後の基本給額とする。
- 5 前項において基本給と調整給を加えて得た額が、昇格後の等級別範囲基本給の上限を超える場合は、その超えた金額分は、調整給のままとする。
- 6 前項において、昇格による職種手当の増額があった場合は、増額分調整給を減額する。
- 7 調整給の支給は、2022年3月末までとする。

(扶養手当)

第18条 扶養親族のある職員に対しては、扶養手当として別表第5のとおり支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、他の生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
- 3 扶養親族たる子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に関しては、一人につき5,000円を加算する。

(住居手当)

第19条 職員が世帯主である場合、住居手当として第2項、第3項のとおり支給する。ただし、社宅を付与されている場合はこの限りでない。

- 2 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員には、家賃の月額から12,000円を控

除した額を支給する。

- 3 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員には、家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）に11,000円を加算した額を支給する。

（役職手当）

第20条 地方独立行政法人茨城県西部医療機構等級規程（以下「等級規程」という。）第6条に定める管理監督者以外の役職者には、役職手当を別表第6のとおり支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、医師以外の職員のうち、副病院長の役割を担う場合は、副病院長手当として月額33,000円支給する。

（職種手当）

第21条 職員には職種別、等級別に、職種手当を別表第7のとおり支給する。

（特殊勤務手当）

第22条 特殊勤務を命じられた職員には、特殊勤務手当を別表第8のとおり支給する。ただし、夜間の勤務が宿直勤務中に発生した場合は、この限りでない。

（宿日直手当）

第23条 就業規則第42条の宿日直勤務をした職員には、宿日直手当を別表第9のとおり支給する。

- 2 宿日直中に救急患者への対応など実働勤務が発生した場合は、時間外勤務手当を別途支給する。
- 3 宿日直手当は、一の給与計算期間の分を次の給与計算期間における給与の支払日に支払う。
- 4 前項における支払いについて、支払日が土日、休日の場合は前日に繰り上げて支払う。

（通勤手当）

第24条 通勤距離が片道2キロメートル以上の職員には、通勤手当を支給する。

- 2 交通機関を利用して通勤する職員には、1か月当たり55,000円を上限として運賃等相当額を支給する。
  - (1) 定期代は6か月ごとに支給する。
  - (2) 通勤に利用できる交通機関が2つ以上ある場合には、原則として低運賃の交通機関の運賃額とする。
  - (3) 交通機関を乗り継いで通勤する場合に、乗り継ぐ交通機関の距離が2キロメートル未満のものについては、当該機関の運賃額は支給しない。
- 3 私有の自動車（自転車、徒歩を含む。）その他の原動機付の交通用具で通勤する職員には、片

道の通勤距離に応じて、別表第10のとおり支給する。

4 自動車(自動二輪車を除く。)で通勤する職員には、前項の額に別表第11の額を加算する。

5 就業規則第3条第1項第2号から第5号の職員については、平均1か月当たりの通勤所要回数が10回に満たない場合は、第2項、第3項及び第4項の額に100分の50を乗じて得た額に相当する額を支給することとする。また、通勤所要回数が0回の場合は、通勤手当を支給しない。  
(時間外勤務手当)

第25条 時間外勤務手当は、理事長が職員に、正規の就業時間を超えて勤務することを命じ、その勤務に服した職員に支給する。

(休日勤務手当)

第26条 休日勤務手当は、理事長が職員に、休日に勤務することを命じ、その勤務に服した職員に支給する。

(夜間勤務手当)

第27条 夜間勤務手当は、理事長が職員に、午後10時から午前5時までの間(以下「夜間」という。)において勤務することを命じ、その勤務に服した職員に支給する。

(適用除外)

第28条 等級規程第6条に定める管理監督者の地位にある者には、第25条及び第26条は適用しない。ただし、筑西診療所において、待機中に患者対応を理由として所長の指示により勤務を行った場合は、この限りでない。

(1時間当たりの算定基礎額)

第29条 1時間当たりの算定基礎額は、基準内給与に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、7時間45分に19を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

2 基準内給与は、基本給に、次に掲げる諸手当を加えて得た額とする。

(1) 調整給

(2) 役職手当

(3) 職種手当

(4) 危険物及びボイラー作業取扱手当

(時間外、休日、夜間勤務手当の額)

第30条 時間外勤務手当の額は、勤務1時間につき前条第1項の算定基礎額に100分の125を乗じて得た額とする。

- 2 月の1日から末日までの給与計算期間内で60時間を超える時間外勤務手当の額は、勤務1時間につき前条第1項の算定基礎額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 休日勤務手当の額は、勤務1時間につき前条第1項の算定基礎額に100分の135を乗じて得た額とする。
- 4 夜間勤務手当の額は、勤務1時間につき前条第1項の算定基礎額の100分の25を乗じて得た額を割増し支給する。
- 5 時間外勤務又は休日勤務が夜間に及んだ場合は、時間外勤務手当又は休日勤務手当と夜間勤務手当を併せて支給する。
- 6 勤務時間に関しては、30分未満切捨て、30分以上切上げで算出する。
- 7 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、一の給与計算期間の分を次の給与計算期間における給与の支払日に支払う。
- 8 前項における支払いについて、支払日が土日、休日の場合は前日に繰り上げて支払う。

(賞与)

第31条 賞与は、法人の業績と職員の人事評価結果を勘案して6月と12月に支給する。

- 2 賞与額は、基本給、調整給、職種手当及び役職手当の和に、評価係数と支給係数を乗じて算出する。
- 3 評価係数は、別表第12のとおりとする。
- 4 支給係数は、法人の業績状況によりその都度決定する。
- 5 理事長が特別に認めた場合は、第1項から第4項までの規定に基づかない賞与の支給を可能とする。

(賞与受給資格者及び欠格者)

第32条 賞与受給資格者は、支給日当日に在籍する職員とする。

- 2 在籍期間が6か月に満たない職員及び欠勤、時短勤務その他の不就労期間がある職員に関しては、別表第13、別表第14のとおり支給額を控除する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、6月1日から6月支給日までに入職した職員に対しては、6月支給日には賞与を支給しない。同じく12月1日から12月支給日までに入職した職員に対しては、12月支給日には賞与を支給しない。
- 4 次に掲げる職員は、第1項の規定にかかわらず、その資格を失う。
  - (1) 勤務成績不良の職員
  - (2) 休職中の職員

(3) その他賞与を支給することが不相当と認められる職員

(補則)

第33条 この規程に定めのない事項に関しては、都度理事長が判断をする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、2018年10月1日から施行する。

(昇給金額)

第2条 第13条に規定する昇給に関し、2019年7月の昇給に限り、全等級、全評価結果に関して、別表第3の昇給テーブルの半額のみ昇給することとする。

2 第13条に関し、2021年4月に実施する昇給に限り、昇給額は全ての等級及び評価結果において次のとおりとする。

(1) 2021年4月分から2021年6月分の基本給における昇給額

別表第3の昇給テーブルに規定する額に12分の9を乗じた額

(2) 2021年7月分から2022年3月分の基本給における昇給額

別表第3の昇給テーブルに規定する額

(評価係数)

第3条 第31条3項に規定する評価係数に関し、2018年12月の賞与額算定に限り、全職員の評価結果をB評価とする。

(賞与支給額の控除)

第4条 第32条2項に規定する賞与支給額の控除に関し、2017年10月1日から2018年5月31日までの期間に限り、控除額は0とする。

(賞与支給の特例)

第5条 第31条第2項及び第3項に規定する評価係数については、当分の間、適用しない。

附 則 (第3回規程第1号)

この規程は、2019年6月14日から施行する。

附 則 (第4回規程第8号)

この規程は、2019年11月27日から施行する。

附 則 (第5回規程第4号)

この規程は、2020年4月1日から施行する。



附 則（第6回規程第2号）

この規程は、2020年6月1日から施行する。ただし、別表第7で規定する新型コロナウイルス感染症対応は、対応を開始した日より適用する。

附 則（第8回規程第5号）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 1 1 条第 3 項関係) 等級別範囲基本給 (円)

等級	1	2	3	4	S 1
上限	197, 600	219, 900	256, 200	284, 500	400, 100
下限	156, 500	173, 100	210, 600	237, 200	329, 300

等級	M1	M2	M3
上限	486, 700	524, 700	562, 100
下限	400, 300	431, 100	462, 500

別表第 2 (第 1 2 条関係) 初任給 (円)

学歴	基本給
大学 6 卒	186, 400
大学 4 卒	174, 500
短大 3 卒	168, 000
短大 2 卒	162, 100
高卒	156, 500

別表第 3 (第 1 3 条関係) 昇給テーブル (円)

等級	評価結果				
	S	A	B	C	D
M3	14, 100	11, 200	8, 300	0	-5, 800
M2	13, 300	10, 500	7, 800	0	-5, 500
M1	12, 200	9, 700	7, 200	4, 700	0
S 1	10, 000	8, 000	5, 900	3, 800	0
4	6, 500	5, 400	4, 300	3, 200	2, 200
3	5, 700	4, 800	3, 800	2, 900	1, 900
2	4, 700	3, 900	3, 100	2, 300	1, 600
1	4, 200	3, 500	2, 800	2, 100	1, 400

別表第4（第13条関係）

入職日	期間率
4月1日～4月30日	12/12
5月1日～5月31日	11/12
6月1日～6月30日	10/12
7月1日～7月31日	9/12
8月1日～8月31日	8/12
9月1日～9月30日	7/12
10月1日～10月31日	6/12
11月1日～11月30日	5/12
12月1日～12月31日	4/12
1月1日～1月31日	—
2月1日～2月28日	—
3月1日～3月31日	—

別表第5（第18条1項関係） 扶養手当（円）

扶養親族区分	手当額
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	6,500
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	10,000
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	6,500
満60歳以上の父母及び祖父母	6,500
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	6,500
重度心身障害者	6,500

別表第6（第20条関係） 役職手当（円）

役職	手当額
師長補佐、科（課）長補佐	15,000
主任、係長	10,000

別表第7（第21条関係） 職種手当（円）

等級	事務	ソーシャル ワーカー	薬剤師	管理栄養士	栄養士	臨床検査技師 臨床工学技士 診療放射線技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士
S1	51,300	51,400	71,000	51,400	21,600	51,400
4	51,300	51,400	71,000	51,400	21,600	51,400
3	41,100	44,400	67,800	44,400	21,600	44,400
2	22,200	28,000	44,400	28,000	21,600	28,800
1	8,800	14,700	35,100	14,700	9,600	18,200

等級	看護師 (保健師、 助産師含む)	准看護師	介護職 (介護福祉士)	介護職 (介護ヘルパー)	保育士
S1	63,900	24,900	22,700	—	—
4	63,900	24,900	22,700	—	—
3	63,900	24,900	22,700	12,000	38,100
2	62,300	24,900	15,200	8,000	22,200
1	49,400	24,900	12,000	0	8,800

別表第8（第22条関係） 特殊勤務手当（円）

勤務内容	手当額
夜間の勤務が7時間	(1) 7,600円
	(2) 6,000円
夜間の勤務が4時間以上7時間未満	(1) 3,700円
	(2) 2,900円
夜間の勤務が2時間以上4時間未満	(1) 3,200円
	(2) 2,600円
夜間の勤務が2時間未満	(1) 2,200円
	(2) 1,800円
待機	「日中（8:30～17:15）」 2,000円
	「夜間（17:15～8:30）」 2,000円
	「準夜（17:15～24:00）」 1,000円
	「深夜（1:15～8:30）」 1,000円
危険物及びボイラー作業取扱手当	月額 1,100円 (事務職が兼務している時のみ支給)
新型コロナウイルス感染症対応	別途理事長が定める内容及び額

備考 看護師、准看護師は(1)の金額、それ以外の職種の場合は(2)の金額を支給

別表第9（第23条関係） 宿日直手当（円）

勤務内容	手当額
宿日直（平常）	6,000円
宿日直（年末年始）	9,000円
半日直（平常）	3,000円
半日直（年末年始）	4,500円

備考 12月29日～1月3日を年末年始とする。

別表第 10 (第 24 条第 3 項関係) 通勤手当 (円)

通勤距離 (片道)	支給月額
5 キロメートル未満	2,000
5 キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,200
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	7,100
15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	10,000
20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	12,900
25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	15,800
30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	18,700
35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	21,600
40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	24,400
45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	26,200
50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	28,000
55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	29,800
60 キロメートル以上	31,600

別表第 11 (第 24 条第 4 項関係) 通勤手当加算 (円)

通勤距離 (片道)	加算額
4 キロメートル以上 5 キロメートル未満	1,200
5 キロメートル以上 10 キロメートル未満	1,800
10 キロメートル以上	2,400

別表第 12 (第 31 条第 3 項関係) 評価係数

等級	評価結果				
	S	A	B	C	D
M3~S1	1.20	1.10	1.00	0.90	0.80
4~1	1.10	1.05	1.00	0.95	0.90

別表第13（第32条第2項関係） 賞与の控除額（6月支給分）

控除理由	控除額
前年度12月1日から5月31日までの在籍期間が5か月以上6か月未満	100分の10
前年度12月1日から5月31日までの在籍期間が4か月以上5か月未満	100分の30
前年度12月1日から5月31日までの在籍期間が3か月以上4か月未満	100分の50
前年度12月1日から5月31日までの在籍期間が2か月以上3か月未満	100分の70
前年度12月1日から5月31日までの在籍期間が1か月以上2か月未満	100分の85
前年度12月1日から5月31日までの在籍期間が1か月未満	100分の90
前年度12月1日から5月31日までの期間で、欠勤、無給の休暇・休職期間等、1日以上の不就労期間が存在	不就労期間分日割りで控除
前年度12月1日から5月31日までの期間で、時短勤務、遅刻・早退等、1日に満たない不就労期間が存在	不就労時間分時間単位で控除

別表第14（第32条第2項関係） 賞与の控除額（12月支給分）

控除理由	控除額
6月1日から11月30日までの在籍期間が5か月以上6か月未満	100分の10
6月1日から11月30日までの在籍期間が4か月以上5か月未満	100分の30
6月1日から11月30日までの在籍期間が3か月以上4か月未満	100分の50
6月1日から11月30日までの在籍期間が2か月以上3か月未満	100分の70
6月1日から11月30日までの在籍期間が1か月以上2か月未満	100分の85
6月1日から11月30日までの在籍期間が1か月未満	100分の90
6月1日から11月30日までの期間で、欠勤、無給の休暇・休職期間等、1日以上の不就労期間が存在	不就労期間分日割りで控除
6月1日から11月30日までの期間で、時短勤務、遅刻・早退等、1日に満たない不就労期間が存在	不就労時間分時間単位で控除